

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書は、警察本部交通部運転免許課（阿南分室及び阿波分室を除く。）へ提出。）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許課（088-699-0110）
備 考：